

令和6年6月28日  
議会事務局総務課

### 資産等補充報告書等について

このことにつきまして、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第4条から第6条の規定により、議長に提出されましたのでお知らせします。  
なお、閲覧につきましては、下記のとおりとなっております。

#### 記

- 1 閲覧開始日 令和6年7月1日（月）午前9時
- 2 閲覧時間 月曜日から金曜日（休日を除く）  
午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
- 3 閲覧場所 県議会情報公開室（議会庁舎1階東側）
- 4 閲覧に供する報告書
  - (1) 資産等補充報告書  
令和5年11月14日以降に新たに有した資産等で、同年12月31日現在有しているものを報告するもの。
  - (2) 所得等報告書  
前年（令和5年）1年間を通じて議員であった者が令和5年の所得について報告するもの
  - (3) 関連会社等報告書  
令和6年4月1日現在、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等に就いている場合、当該会社その他の法人の名称等について報告するもの